

ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会九州地区協議会規約

第1条(名称)

この協議会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会九州地区協議会という。

第2条(構成)

本協議会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会の九州地区協議会員によって構成する。

第3条(事務局)

本協議会の事務局は、福岡市環境局施設部内に置く。

第4条(役員)

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会計 1名(事務局が兼務)
- (2) 会計監事 1名

第5条(役員の選出)

役員の選出は、次の各号による。

- (1) 会計は、本協議会事務局が兼務する。
- (2) 会計監事は、事務局を除く次回開催都市とする。

第6条(役員の任期)

役員の任期は、1年とし、再選を妨げない。

第7条(会計報告)

会計及び会計監事は、年度末に各会員に書面をもって会計報告する。

第8条(目的)

本協議会は、九州地区における会員相互の連絡を密にし、共通の諸問題について交流を図ることにより、廃棄物の適正処理過程におけるごみ焼却余熱の有効利用の推進と、ごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的とする。

第9条(事業)

前条の目的を達成するために、年1回本協議会を開催する。

第10条(開催都市)

本協議会の開催都市は原則として毎年持ち回りとする。新たに、会員となった都市については新規参加の翌年以降に開催都市に選出する。

第11条(運営)

本協議会は、開催都市が主体となって運営する。

第12条(必要経費)

本協議会に必要な経費には、地区活動費をあてる。

第13条(規約の改廃)

本協議会の規約の改廃は、会員の過半数が出席する地区協議会において、出席者会員の3分の2以上の同意を得て決定する。

第14条(その他)

この規約に定めるものの他、本協議会の経理に関し必要な事項は、別に定める。

付則 この規約は、平成5年9月2日から適用する。

付則 この規約は、平成8年10月24日から適用する。

付則 この規約は、平成9年4月1日から適用する。

付則 この規約は、平成14年10月31日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月1日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月1日から適用する。